

函館市特産品開発支援事業補助金 Q&A

令和8年4月1日

このQ&Aは、函館市特産品開発支援事業補助金の運用についてまとめたものであり、必要に応じて更新を行います。更新を行った場合は、既に交付決定している場合を除き、それまでのQ&Aは利用できなくなりますので、ご留意下さい。

Q.1 新商品に該当しない開発内容はありますか？

A. 本事業は、市内食関連事業者が実施する北海道物産展や本市ふるさと納税返礼品等の市場ニーズに応えるような新たな特産品開発を促進し、事業者の経営支援を目的としているほか、百貨店等のバイヤーから指摘されている商品のマンネリ化を解消し、ユニークで斬新な商品の開発の活性化を目指していることから、次の場合は新商品に該当しません。

- ①：名称のみ変更する商品
 - ②：外装や内装等のデザインのみ変更する商品
 - ③：商品形状のみ変更する商品
 - ④：材料の構成比のみ変更する商品
 - ⑤：容量等のみ変更する商品
 - ⑥：同種の原材料の産地や仕入先のみ変更する商品
- ※上記事例を複数組み合わせた場合も新商品には該当しません。
- ※開発内容で少しでも疑義が生じる場合は、ご連絡下さい。

Q.2 他社へ製造委託する新商品は対象となりますか？

A. 本補助金における新商品とは、自社において新たに製造または加工し、流通させる商品を指すため、他社へ製造委託する商品は対象外です。

Q.3 既存商品のレトルト化、個包装化および冷凍化は対象になりますか？

A. 今回は、申請者において新たに開発する商品を対象とし、既存商品の性能を向上させる商品は対象外とします。

Q.4 他の事業者が既に商品として販売しているものと類似する商品は対象となりますか？

A. 申請者において新たに開発する商品であれば対象となります。ただし、申請者のグループ企業において既に販売している商品は対象外とします。なお、審査会で使用する審査基準には、独創性の高さを評価する項目があります。

Q.5 申請すれば必ず補助金の交付を受けることができますか？

A. 必ず交付されるものではありません。審査会を開催のうえ、交付対象者を決定します。

Q.6 複数の商品開発について申請することは可能ですか？

A. 不可です。また、1申請あたり1商品のみとなります。

Q.7 新規開業する場合は対象となりますか？

A. 交付申請書の添付書類で求めている決算書（見通し不可）を提出できない場合は対象外です。

Q.8 テスト販売済みの商品は補助対象となりますか？

A. 対象となります。

Q.9 既存機械等の更新費は補助対象となりますか？

A. 対象外です。

Q.10 他補助金の併用は可能ですか？

A. 可能です。ただし、他から補助を受ける経費等は、補助対象外となります。

Q.11 申請書提出後、補助対象経費を増額することは可能ですか？

A. 不可です。申請書提出から実際に発注を行うまでは時間を要することが見込まれるため、見積書の有効期限にはご留意ください。仮に申請者が正式に発注した際、見積額が上がったとしても、その分は事業者の持ち出しとなります。

Q.12 申請時に記載していなかった経費を実績報告時に補助対象経費として計上可能ですか？

A. 不可です。必要経費は、申請時に全て記載して下さい。

Q.13 経費の支払方法に制限はありますか？

A. 支払方法が指定されている場合を除き、原則、銀行振込として下さい。

Q.14 補助金の振込先口座の名義に指定はありますか？

A. 口座名義と申請者名義は同一にして下さい。

Q.15 補助事業で開発した新商品がふるさと納税返礼品として登録されたので「販売開始報告書」を提出しても良いですか？

A. 良いです。補助対象要件となっている「交付決定をした日の属する会計年度の翌年度末までに商品として販売開始すること」には、ふるさと納税返礼品として登録することを含みます。